

民法改正と不動産取引

2017年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されます。民法は一般的に「総則、物権法、債権法、親族法、相続法」の5編構成をとっておりますが、このうちの契約等に関わる部分（債権法）が、この度大きく変わります。契約等に関する基本的なルールは、1896年（明治29年）に民法が制定されて以来、実に120年ものあいだ実質的な見直しがほとんど行われていませんでした。これを現代の社会経済の実態に則ったものに変更するのが今回の改正趣旨となりますが、取引や契約に関するルールの変更ですから不動産実務にも当然影響が及びます。学習が追いついていない方は「具体的に何がどう変わるのか」、そしてそれが「実務上どのように影響するのか」、ぜひそこまで押さえてほしいと思います。今回は時間の関係上、改正の全範囲をご説明することはできませんが、できるだけ現行法の解説をした上で今回の改正内容を説明するようにしたいと考えております。少し難しい内容も含まれますが、施行まで1年を切った今、聴講必須の内容ですので、臆することなくご参加下さい。

◆講師紹介

札幌総合法律事務所 [パートナー弁護士]

弁護士 田代 耕平 (たしろ こうへい)



昭和51年生まれ。旭川市出身。法政大学法学部卒。東北大学法科大学院修了。平成19年弁護士登録。不動産トラブル・欠陥住宅訴訟、企業側の労働問題、悪質クレーマー対策、経営戦略法務（事業整理・再生、M&A）などの分野に注力。建設・不動産関係の取り扱い件数は多く業界の事情にも精通する。

◆主な講演・執筆

◆講演

官公庁、金融機関、各地商工会議所等の依頼講演多数。

◆メディア

- ・北海道新聞 「解決！働くトラブル」（平成25年度連載）
- ・北海道建設新聞 「建設業にまつわる法律」（平成27年度連載）
- ・北海道建設新聞 「弁護士田代耕平のひとりごと」（平成28年より連載中）

- ◆日時 第21回 令和元年8月20日（火）18時～19時半
- ◆場所 北海道建設会館 9階 大会議室（札幌市中央区北4条西3丁目）
- ◆対象 主に不動産業、建設業向けの内容となります。
- ◆定員 70名程度（要申込・参加無料）
- ◆申込方法 参加申込書にご記入のうえ、FAX（Email可）にてお申し込み下さい。

主催 札幌総合法律事務所（弁護士：田代耕平）

後援 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会 株式会社北海道建設新聞社

この用紙をFAXして下さい (FAX: 011-281-8458)

参加申込書

不動産業者・建設業者の法律セミナー (第21回)

令和元年8月20日 (火) 18:00~19:30

『民法改正と不動産取引』

場所: 北海道建設会館大会議室 (9階) ※ **参加費無料**

弁護士 田代 耕平 (担当: 石川) 宛 FAX 番号 011-281-8458

参加人数 () 名

事業所名			
所在地	〒 —		
TEL		FAX	
取りまとめ ご担当者	部署・お役職	お名前	

※ 記載頂きました個人情報、主催者において実施する事業以外には使用いたしません。また、承諾なく第三者に提供することはありません。但し後援者による各種ご案内につきましてはご了承下さい。

【ご案内】

- (1) 本講座は、隔月1回 (偶数月) に実施の予定です。各回の実施ごとにお申し込み下さい。受講票の発行はありません。定員超過により受付できない場合に限り、当方よりご連絡させていただきます。
- (2) E-MAILにてお申し込みの際は、タイトルを「8月20日・建設不動産セミナー」とし、必要事項を記載のうえ、お送り下さい。送信先アドレス: seminar@sapporo-sogo-lo.com

【お問い合わせ】

札幌総合法律事務所 事務局 (担当: 石川)

TEL 011-281-8448 FAX 011-281-8458 E-MAIL info@sapporo-sogo-lo.com